

四国四県町村長・議長大会の開催について

去る9月29日(火)、愛媛県松山市のANAクラウンプラザホテル松山において、「四国四県町村長・議長大会」が開催されました。

今大会は、新型コロナウイルス感染症対策として、参加者を制限しての開催となりましたが、四国四県の町村長と議長の代表者が参集し、議会と執行部の立場を超えて「元気溢れる地域をつくる」との強い信念のもと、町村の抱える重要課題について協議し、満場一致で要望事項等を決議いたしました。また、その実現のためお互いに連携を密にしながら、総力を結集して行動することを決め、閉会しました。

本会関係では、坂口会長、花本副会長、小林副会長の三名が参加し、坂口会長が大会宣言を朗読いたしました。

○決議事項

- ・ 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
- ・ 医療・福祉政策を充実・強化すること
- ・ 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実・強化を図ること
- ・ 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
- ・ 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること

○参議院選挙における合区の解消に関する特別決議（別紙参照）

○新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議（別紙参照）

○「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する共同アピール（別紙参照）



大会宣言を述べる坂口会長

決 議

- 1 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
- 1 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実・強化を図ること
- 1 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
- 1 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること

以上決議する。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

参議院選挙における合区の解消に関する特別決議

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年7月に憲政史上初めて合区による選挙が実施され、昨年7月には2度目の合区による選挙が実施されたところである。

その結果、合区の対象となった4県のうち、3県で投票率は過去最低となった。昨年実施の参院選から比例代表に新たに「特定枠」が導入されたが、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少など、合区を起因とした弊害は残ったままである。

このことは、我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなるばかりか、地方創生にも逆行するものである。

合区に対しては、地方6団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

ついでには、早急に、憲法改正等により「合区の解消」を行い、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすることを強く求める。

以上、決議する。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議

現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、国民の命や健康がおびやかされるとともに、人々の暮らしや経済活動に深刻な影響が広がる中、地域住民や地域企業・事業者の懸命な努力が続けられている。

四国地方においても、国や市町村、関係機関等が一丸となって徹底した感染予防・拡大回避や医療体制の充実・強化などの防止対策に迅速かつ強力に取り組んでいるが、予断を許さない状況にある。また、経済面では、町村部における農林漁業や観光業、中小商工業等に深刻な状況が続いている。

今後、更なる感染拡大も懸念される中で、地域医療の崩壊を防ぐことや、介護現場の維持、児童生徒の学びの保障等をはじめとした重要課題も数多く残されており、地域経済も長期にわたり厳しい状況に置かれることが想定されるため、一層の追加対策が求められている。

我々、四国の町村長と町村議会議長は、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について、全国町村会並びに全国町村議会議長会と協調し、コロナ後の社会の「この国のあり方」を見据えた各般の対策を講じていただくよう、国に対し、以下の項目について強く求める。

記

1. 医療・介護サービス等の提供体制を確保すること。
1. 子育て・教育支援施策を実施すること。
1. 万全な経済対策の実施を行うこと。
1. 万全な地方財政支援措置と国庫補助事業の柔軟な対応を行うこと。
1. 感染者や濃厚接触者、医療関係者等に対する人権対策を講じること。

以上、決議する。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会

「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する共同アピール

「四国遍路」は、徳島・高知・愛媛・香川の4県をつなぐ空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1,400kmの壮大な寺院巡礼である。

この巡礼は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれるおもてなしの心で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える地域の「お接待」の3者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西暦815年から、1200年余の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」に象徴される「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、平成27年に文化庁により日本遺産として認定されているが、日本国内のみならず世界的に見ても、普遍的価値のあるもので、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきものであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと言える。

四国の産官学民の関係団体は、平成22年3月に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題の解決に向けた取組みを進めてきており、平成28年8月には、文化庁に対して構成資産の保護措置や普遍的価値の証明などを盛り込んだ提案書を再提出しているところである。

我々としても、引き続き国に対して、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、この文化遺産が効果的に保存・承継できるよう、世界遺産暫定一覧表へ早期に追加記載することを強く求めるものである。

今後、我々は、関係者との連携を強化し、一層の機運の醸成に積極的に取り組むとともに、すべての人を温かく受け入れてきた「四国遍路」の素晴らしさを幅広く周知するなど、世界遺産登録に向け、四国が一体となって取り組むことを強くアピールする。

令和2年9月29日

四国四県町村長・議長大会